

一般財団法人くまもと S D G s 推進財団
2024年度評議員会議事録

当財団定款第29条第1項に基づき次のとおり、議事録を作成する。

1. 開催日時		2024年6月29日 土曜日 15:15-17:30			
2. 会場		財団事務所（熊本県商工会館内）			
3 出席者	職	氏名	出席確認欄		
	評議員	井上 智	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	内田 安弘	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	加島 裕士	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	神田 みゆき	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	朽木 恵子	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	倉田 哲也	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	沢畑 亨	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	鳥崎 一郎	出席	・ WEB出席	・欠席
	評議員	宮瀬 美津子	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事	明石 祥子	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事	大森 眞樹	出席	・ WEB出席	・欠席
	代表理事	徳永 伸介	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事	成尾 雅貴	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事(執行役員)	西原 明優	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事(執行役員)	原 育美	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事(執行役員)	藤田可奈子	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事(執行役員)	山口 久臣	出席	・ WEB出席	・欠席
	理事	山下 託史	出席	・ WEB出席	・欠席
	監事	福井雄一郎	出席	・ WEB出席	・欠席
	監事	矢田 智之	出席	・ WEB出席	・欠席
4. 議題					
第1号議案 2023年度事業報告について【報告事項】					
第2号議案 2023年度収支報告について【承認事項】					
第3号議案 2023年度監査報告について【報告事項】					
第4号議案 2024年度事業計画について【報告事項】					
第5号議案 2024年度収支予算について【報告事項】					
第6号議案 規程の制定について【報告事項】					
第7号議案 新理事候補者について【決議事項】					
5. 配布資料					
・ 2024年度一般財団法人くまもと S D G s 推進財団定時評議員会議案書					

6. 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

定款第25条では、「評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。」とあるが、今回の評議員会は、評議員9名のうち8名が出席をしていることから、定足数を満たし成立することを確認した。

(2) 開会

代表理事徳永伸介が開会を宣言した。

(3) 議事及び議事録署名について

定款第24条では、「評議員の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選により定める」とあることから、評議員会に諮り、内田安弘評議員を議長に選出した。

(4) 議事録署名人

定款第29条第2項「議長は、前項の議事録に記名押印する。」に基づき、議長を議事録署名人とした。

○審議事項

第1号議案 2023年度事業報告について

議案書に基づき、総括及び各事業等について徳永代表理事と事業実施責任の各理事が報告を行った。

・緊急支援事業

「熊本災害基金」事業（事業実施責任者：正：徳永伸介 副：山口久臣）

・環境保全事業

豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金（事業実施責任者：正・原育美
副：徳永伸介）

・社会的弱者自立支援事業

社会的弱者自立支援事業（事業実施責任者：藤田可奈子 副：西原明優）

・休眠預金活用事業

孤立しないまちづくり、くまもと事業（事業実施責任者：藤田可奈子 副：徳
永伸介）

・遺贈寄付事業（事業実施責任者：徳永伸介）

・SDGs 推進事業

1. SDGs 普及啓発事業

- (1) SDGs 経営戦略プログラム（事業実施責任者：徳永伸介 副：山口久臣）
- (2) SDGs 円卓会議プログラム（事業実施責任者：徳永伸介 副：原育美、西原明優、山口久臣）

2. パートナーシップによる SDGs の推進について

- (1) SDGs Quest みらい甲子園熊本県大会
- (2) 講演・セミナー等

・管理に関すること

- P12 6. 会議等 ⇒ 5. 会議等 に修正
- 7. 役員旅費 ⇒ 6. 役員旅費 に修正

第2号議案 2023年度収支報告について

議案書に基づき、徳永代表理事より報告が行われた。

- ・貸借対照表中の未払金 1,374 千円の主なものは事業者への助成金
- ・貸借対照表中の寄付金 8,190,014 円 ⇒ 8,100,914 円に修正
- ・正味財産 8,100 千円のうち、3,000 千円は基本財産のため、実質の流動資産は 5,100 千円弱である。
- ・当財団の管理経費は、法人会計にあるように年間約 1,600 千円程度となっている。
- ・2023 年度勘定元帳
未払い金（林前専務理事 22 年度旅費）については寄付処理を行う
- ・

第3号議案 2023年度監査報告について

福井監事より 5 月 22 日に矢田監事と 2023 年度の監査を行い、事業報告等の監査結果について、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していると認められること、理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨の報告がなされた。

続いて矢田監事より、計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に示している旨の報告がなされた。

【第1号・2号・3号議案の質疑等】

- ・神田評議員より寄付金額について、P14 では 8,100,914 円となっているが、P20 の 2023 年度の寄付金受け入れ一覧では 7,175,272 円となっており、この違いについて教えて欲しいとの質問があった。
⇒これに対して矢田監事より補足として、貸借対照表上の指定正味財産寄付金 8,100,914 円は期首における財団が預かっていた寄付金が 4,538,328 円で、本年度

受け取った寄附金の総額が、7,175,272 円で合計 11,713,600 円、本年度事業のために使った寄付金が 3,612,686 円で、その差額が 8,100,914 円となり、確かに指定正味財産の部の寄付金という表記は紛らわしいが、公益の会計基準においては、これが正しい表記になる旨、この 8,100,914 円はお預かりした寄付金のうちまだ使用していない金額である旨の説明があった。

- ・沢畠評議員より寄付金の殆どを原理事から戴いているが、これは次年度以降も期待できるのかとの質疑があった。

⇒これに対して原理事より、この寄付金の経緯について以下の説明があった。
この金額は長年活動しているくまもと未来ネットで FIT 制度を利用したソーラー発電をする予定で、4 件の農家と農地の上部をお借りして、申請期間に間に合うように九電に事業申請を行ったが、その際九電から送電線の接続をするための工事費相当として 600 万円を支払うように言われ、銀行からの借入が間に合わなかったために、原個人が建て替え、電力会社を立ち上げ、社長となった。

一年が経った頃、出力制限や資材費の高騰等、諸事情が変わり、当初の経営シミュレーションが成り立たない状況となったため、九電に事業からの撤退を申入れ、先払いしていたお金が戻って来た。

年齢的に自分の財産を整理しなければならない時期になっており、もし亡くなつた場合は、税務署を持って行かれることになる、それならば、以前からやりたかった森事業の基金にしようと決め、財団に寄付をした。

成尾さんからはこれは「原基金」という冠基金にしてはどうかとのご意見もいただいたが、この基金を立ち上げることで、ふるさとの森の現状を知って欲しい、一人でも多くの方にこの事業に関わって欲しいと考え、必死に呼びかけを行つた。寄付者のリストを拝見したが、関係者の方々も多く改めて感謝の気持ちを伝えたいと思います。

今回非常に大きな成果が上がったので、次年度は PR を積極的に行い、県内の事業所に声を掛けていきたいと徳永さん、内田さんと話をしている。

- ・鳥崎評議員より P20 の寄付金について、財団管理費への寄付があったかという質疑があった。

⇒これに対し成尾理事より、表記の通り、管理費への寄付があり、また事業への寄付から 20% 相当額を管理費に当てている旨の説明があった。

- ・朽木評議員より P16 について、理事の皆さんには報酬はないのかという質問があった。

⇒これに対し成尾理事、徳永代表理事より、現状報酬はない旨の回答があった。

- ・朽木評議員より事業毎でも良いので検討してはどうかとの意見があった。

⇒これに対して成尾理事より、費用弁償の規定はあり、出張等の費用は支払いを行っている旨を説明、報酬については、常勤役員には規定はあるが、常勤役員がない旨の説明があった。

- ・沢畠評議員より、徳永代表理事が自由に使える予算枠を作つてはどうかとの意見があった。

その後採決が行われ、第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案について、出席評議員多数賛成にて可決承認された。

第4号議案 2024年度事業計画について（評議員会決議事項）

議案書に基づき徳永代表理事より説明が行われた。

第5号議案 2024年度事業計画（案）について

議案書に基づき徳永代表理事より説明が行われた。

【第4号議案・第5号議案までの質疑等】

- 井上評議員より、事業計画について、資金調達の面もしっかりと考えたものにするべきであること、財団の看板である熊本におけるSDGsの推進ということを基本的な柱としてそれぞれの事業がSDGsのどれに該当するのかを明確にして、その事業の意義を示されると、財団のアピールにもなるのではないかと意見があった。

⇒議長（内田評議員）より、財団としての事業のアピールの仕方を再構成する必要があること、ある面では5年間の中で具体的な実績を言える段階まで来ているとも言える。それに加えて財政基盤を支えるものとして遺贈寄付を受け入れる仕組みや組織体制等をもう少し整理する前提で、24年度の事業計画・予算を承認することとするというのは如何かとの提案がある。

- 加島評議員より、10月に熊本県が中心となって、防災国体熊本が開催予定。県や市のイベント等にも参加して認知度を上げる必要があるのではないかとの意見があつた。

- 山口理事より本年度はファンドレイジングをしっかり取り組んでいく旨の発言があつた。

- 神田評議員より徳永代表理事に対する労働の対価を財団としてきちんと見て欲しい。そもそもこの財団が持続可能な仕組みかが疑問である。同じ公務員を退職した立場として、ボランティアでこれだけの業務を担っているというのは持続可能ではないと思う。これ以上助成先や事業を増やすのではなく、組織の体制を作ることにもう少しお金を出して欲しいとの意見があつた。

- 成尾理事より、P35の事業別收支予算案の中で事業費の委託費で計550千円の予算組みをしており、これが全てということではないが、徳永さんの報酬になるのではないかという仕組み作りを検討している。ただ、今の財団の規程上、法主としての位置づけが出来ないため規程を変更する必要があることと、団体の代表としての理事に対する報酬なのか、それぞれの事業を実施する事務方としての費用なのかという整理も必要と考えている。勿論このままでいいとは皆思っていない旨の発言があつた。

- これに対して神田評議員より理事報酬として定額にしてしまうと実際の業務時間

を反映できないことになるので、労働の対価として賃金の規程をベースにして検討されてはとの意見があった。

- ・議長（内田評議員）より、本年度からは事業活動報告書による積算、旅費等の積算が出来るような書類を整えてもらうという話をしており、実際の調整は今後の課題だが、ベースとなるものを作ろうという話をしているとの発言があった。
- ・沢畠評議員より豊かで災害に強いふるさとの森基金に関して 100 万円の助成でこれだけのことが出来たことの成果は大きい。これを広報して欲しいとの意見があった。

議長より上記の議論を踏まえ、事業の整理を理事の方々にしてもらうという前提で、第 4 号議案、第 5 号議案について審議に諮ったところ、賛成多数で可決承認された。

第 6 号議案 規程の制定について（理事会決議事項）

議案書に基づき代表理事より説明が行われた。

成尾理事より、規程の制定については理事会承認事項となっており、先般の理事会で審議し、6 月 15 日に制定されたが、内容についてはもう少し審議するべきではという意見も出たので、施行日については執行役員会等でもう少し協議し、整った時点でという流れになっている旨の補足説明があった。

- ・宮瀬評議員より、このような規程が出来るのは良いことだが、マンスリーサポーターが最低一口 500 円というのは手数料等を考えると金額が低すぎるのではないかと思うとの意見があった。
- ・議長（内田評議員）より「贊助会員」という表現にしたのはなぜか、「会員」がいって「贊助会員」もいるならば理解できるがとの意見があった。
- ・これに対して井上評議員より、「会員」の場合は説明責任や議決権が発生するのではないか、「贊助会員」はお金を出すが自由にやってくださいというイメージがあるとの発言があった。
- ・徳永代表理事より定款第 57 条に贊助会員の条文があり、これに基づき規程を作成した。尚「会員」に関する条文はありませんとの発言があった。

協議の結果、第 6 号議案については評議員会としてはもう少し整理をした方が良いのではという意見になった。

第 7 号議案 定時評議員会に提出する新役員候補名簿について

議案書に基づき代表理事より説明が行われた。
新たに山下託史氏を理事として提案。

その後採決が行われ、第7号議案について、出席評議員全員賛成にて可決承認された。

山下新理事より自己紹介があった

東区御領の司法書士法人あかりテラスに在籍。相続を専門に行政書士の業務を行っており、日常的に遺言作成のサポートを行っている。その関連で以前より遺贈寄付の勉強会を徳永代表理事と一緒に開催する中で、今回お声かけいただいた。

遺贈寄付は遺言を作成していただくことが大前提だが、現時点ではそれがハードルとして非常に高いと思っている。その上で寄付先を記載していただき、その方がお亡くなりになった時に応援したい団体にお金が寄付されるという仕組み。これがうまく回り出せば、熊本の様々な社会課題解決に必ず繋がっていくと考えている。遺言の相談を受ける中で、渡したい家族がいないので、熊本の団体に寄付したいという方が沢山いる。そのような方に安心していただくための寄付先のリストも作る必要があると感じている。

色々と分からぬところもありますので、助けていただき、私でお役に立てるのを一生懸命やっていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【その他意見等】

- ・井上評議員より、評議員も増員して欲しいとの要望があった。
- ・持続可能な熊本のために、くまもと未来ネットの事業を受託できないかとの質問があった。

議事録署名

定款第29条第2項に基づき、議長が議事録に記名押印する。

記名押印欄
議長

内田 宏印

以上

